

「産業廃棄物処理業許可等に関する手続等を定める要領」に係る運用基準

第1条 この運用基準において使用する用語は、産業廃棄物処理業許可等に関する手続等を定める要領（以下単に「要領」という。）において使用する用語の例による。

第1条の2 要領第2条第9号ウに規定する「環境部長が別に定める者」とは、次の各号に掲げる者のうち、他の処理業許可に係る変更を行わない者とする。

- (1) 法改正等により、従前と同じ業を営むために許可の取得を余儀なくされた者
- (2) 平成31年3月26日付け産廃第1424-1号又は1424-2号に基づき、法第14条の2第1項本文の規定により変更の許可の申請を行おうとする者のうち、計画書又は処理施設設置協議書の提出が不要であると産業廃棄物指導課長が別に定める者

第2条 要領第2条第10号に規定する「環境部長が別に定める地域」とは、別表の「処理施設の種類」の欄に掲げる処理施設の種類の区分ごとに、それぞれ同表の「環境部長が別に定める地域（関係地域）」の欄に定める地域とする。

第3条 要領第2条第11号に規定する「環境部長が別に定める区域」とは、県外及び保健所を設置する市の区域とする。

第4条 要領第5条第2項第1号イに規定する「環境部長が別に定める施設」とは、発酵施設（微生物の発酵作用を利用して、動植物性残さ（令第2条第4号に規定する廃棄物をいう。）又は動物のふん尿（同条第10号に規定する動物のふん尿をいう。）等の中間処理を行う施設）並びに別表に規定する有害15条施設及び小規模焼却施設とする。

第5条 要領第4条第3項第3号に規定する「環境部長が別に定める者」とは、平成15年2月28日以前に法第14条第6項の規定による許可を受け、セメント製造施設において産業廃棄物の処理業を行っている者とする。

## 附則

1 この運用基準は、平成13年1月1日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、平成15年3月1日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、平成15年10月1日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、平成18年4月1日から運用を開始する。

2 ただし、この基準の運用開始前に環境部長に協議を行っている計画者の基準の運用開始は、平成18年10月1日から行うものとする。

## 附則

1 この運用基準は、平成19年6月29日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、平成21年4月1日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、平成25年2月1日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、平成25年5月10日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、令和元年8月15日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、令和2年4月1日から運用を開始する。

## 附則

1 この運用基準は、令和7年11月21日から運用を開始する。

別表

処理施設の種類	環境部長が別に定める区域（関係地域）
法第15条に規定する産業廃棄物処理施設のうち有害物質を排出するおそれのある処理施設（令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる施設。以下この表において「有害15条施設」という。）。ただし、事業実施予定地が工業専用地域又は代替地である場合における有害15条施設を除く。	事業実施予定地の敷地境界線（以下この表において単に「境界線」という。）から500メートル以内の地域
有害15条施設以外の焼却施設（以下この表において「小規模焼却施設」という。）。ただし、事業実施予定地が工業専用地域又は代替地である場合における小規模焼却施設を除く。	同上
有害15条施設及び小規模焼却施設以外の処理施設（以下この表において「その他施設」という。）。ただし、事業実施予定地が工業専用地域又は代替地である場合におけるその他施設を除く。	境界線から200メートル以内の地域。ただし、境界線から200メートル以内に事業実施予定地を流れる河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、当該河川の水位が計画高水位に達したときにおける一方の岸から対岸までの距離のうち、最低の距離が100メートルを超える河川（以下この表において単に「河川」という。）をいう。）がある場合又は道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、4以上の車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第5条第1項に規定する車線をいう。）により構成される道路をいう。以下この表において同じ。）がある場合は、当該河川又は当該道路を超える地域を除く。
事業実施予定地が工業専用地域又は代替地である場合における有害15条施設及び小規模焼却施設	境界線から100メートル以内の地域
事業実施予定地が工業専用地域又は代替地である場合におけるその他施設	境界線から100メートル以内の地域。ただし、境界線から100メートル以内に道路がある場合は、当該道路を超える地域を除く。